

## 中期計画の記載事項について

公立大学法人の中期計画における法定記載事項 (地方独立行政法人法第 26 条第 2 項 )	秋田公立美術大学 中期計画の記載事項								
	中期計画の期間 教育研究上の基本組織								
1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	教育に関する措置 <table border="1" data-bbox="882 409 1177 528"> <tr><td>教育の成果に関する措置</td></tr> <tr><td>教育の内容等に関する措置</td></tr> <tr><td>教育の実施体制に関する措置</td></tr> </table> 学生への支援に関する措置 <table border="1" data-bbox="882 577 1114 696"> <tr><td>学習支援に関する措置</td></tr> <tr><td>生活支援に関する措置</td></tr> <tr><td>進路支援に関する措置</td></tr> </table> 研究に関する措置 <table border="1" data-bbox="882 745 1310 815"> <tr><td>研究水準および研究の成果等に関する措置</td></tr> <tr><td>研究実施体制の整備に関する措置</td></tr> </table> 社会貢献に関する措置 国際交流に関する措置	教育の成果に関する措置	教育の内容等に関する措置	教育の実施体制に関する措置	学習支援に関する措置	生活支援に関する措置	進路支援に関する措置	研究水準および研究の成果等に関する措置	研究実施体制の整備に関する措置
教育の成果に関する措置									
教育の内容等に関する措置									
教育の実施体制に関する措置									
学習支援に関する措置									
生活支援に関する措置									
進路支援に関する措置									
研究水準および研究の成果等に関する措置									
研究実施体制の整備に関する措置									
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	運営体制の改善に関する措置 <table border="1" data-bbox="882 943 1278 1021"> <tr><td>効果的・機動的な組織運営に関する措置</td></tr> <tr><td>事務職員・教員の連携強化に関する措置</td></tr> </table> 人事の適正化に関する措置 事務等の効率化に関する措置	効果的・機動的な組織運営に関する措置	事務職員・教員の連携強化に関する措置						
効果的・機動的な組織運営に関する措置									
事務職員・教員の連携強化に関する措置									
3 財務内容の改善に関する事項	外部研究資金その他自己収入の確保に関する措置 経費の効率化に関する措置 資産の運用管理に関する措置								
4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	評価の充実に関する措置 情報公開等の推進に関する措置								
5 その他業務運営に関する重要事項	施設・設備の整備、活用に関する措置 大学支援組織等との連携に関する措置 安全管理に関する措置 人権擁護・法令遵守に関する措置								
6 予算 (人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画	予算 (人件費の見積りを含む。) 収支計画および資金計画								
7 短期借入金の限度額	短期借入金の限度額								
8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								
9 剰余金の使途	剰余金の使途								
10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	その他秋田市の規則で定める業務運営に関する事項 <table border="1" data-bbox="882 1778 1465 1980"> <tr><td>施設および設備に関する計画</td></tr> <tr><td>人事に関する計画</td></tr> <tr><td>地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画</td></tr> <tr><td>その他法人の業務運営に関し必要な事項</td></tr> </table>	施設および設備に関する計画	人事に関する計画	地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	その他法人の業務運営に関し必要な事項				
施設および設備に関する計画									
人事に関する計画									
地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画									
その他法人の業務運営に関し必要な事項									

3～5の項目については、法定記載事項ではないが、中期目標の法定記載事項となっているため、すべての公立大学法人で中期計画に記載している事項である。